

寝屋川市教育委員会交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、教育行政推進のため、外部と交際する場合に支出する費用（以下「交際費」という。）に関し、支出基準の厳正を期するとともに、透明性を図るため支出項目等について必要な事項を定めるものとする。

(支出項目)

第2条 交際費は、教育長又は教育長が指名した者、理事、部長、次長又は課長が外部と交際する場合に、次の各号に定める費用について支出する。但し、理事、部長、次長又は課長は第4号のみとする。

(1) 慶弔費

ア 慶祝

記念式典又は周年行事等の出席に係る費用

イ 弔慰

別表第1に掲げる者の葬儀における盛花、柩等に要する費用

(2) 賛助金

公益性があると認められる団体が行う事業や活動に対する賛助に係る費用

(3) 渉外費

姉妹都市・友好都市や寝屋川市教育委員会への来訪者、外部との意見交換等に係る費用又は情報収集等のための懇談会等に係る費用

(4) 会費等

寝屋川市の教育行政の円滑な執行を図るため、職務上特に必要と認められる各種団体等との懇親・懇談等を目的とする会合等に係る費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会事務局部長が特に必要と認めたものの。

(支出限度額)

第3条 前条各号に規定する費用に係る支出限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(公表)

第4条 交際費を支出した場合には、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 年月日
- (2) 内容
- (3) 区分
- (4) 金額

2 前項の規定による公表は、その内容を教育委員会事務局教育政策総務課において閲覧に供するとともに、寝屋川市のホームページに掲載することにより行う。

(委任)

第5条 この基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	
名誉市民	本 人
特別名誉市民	
有功者	
地元国会議員	
地元府議会議員	
市議会議員	
行政委員会委員	
元（前）市立小・中学校長	

備考

- 1 特別名誉市民は、国内友好都市の市長・議長経験者とする。

２ その他の者に係る事例については、その都度協議の上、必要に応じて行う。

別表第２（第３条関係）

区 分		内 容
慶弔費	慶祝	会費の明示があるものは会費相当分とし、会費の明示がないものは 10,000 円を限度とする。
	弔慰	市政関係者等の葬儀における盛花、楯等に係る費用で実費相当分
賛助金		原則として、10,000 円を限度とする。 ただし、年会費等については、当該団体が定める会費相当分とする。
渉外費		社会通念上妥当と認められる額の範囲内で、実費相当分
会費等		会費の明示があるものは会費相当分とし、会費の明示がないものは 10,000 円を限度とする。
その他		社会通念上妥当と認められる額の範囲内で、実費相当分